

副 本

三〇 香川縣 高松市 日町	四〇 愛媛縣 松山市 大手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、同十四丁目、同十五丁目、同十六丁目、同十七丁目、同十八丁目、同十九丁目、同二十丁目、同二十一丁目、同二十二丁目、同二十三丁目、同二十四丁目、同二十五丁目、同二十六丁目、同二十七丁目、同二十八丁目、同二十九丁目、同三十丁目、同三十一丁目、同三十二丁目、同三十三丁目、同三十四丁目、同三十五丁目、同三十六丁目、同三十七丁目、同三十八丁目、同三十九丁目、同四十丁目、同四十一丁目、同四十二丁目、同四十三丁目、同四十四丁目、同四十五丁目、同四十六丁目、同四十七丁目、同四十八丁目、同四十九丁目、同五十丁目、同五十一丁目、同五十二丁目、同五十三丁目、同五十四丁目、同五十五丁目、同五十六丁目、同五十七丁目、同五十八丁目、同五十九丁目、同六十丁目、同六十一丁目、同六十二丁目、同六十三丁目、同六十四丁目、同六十五丁目、同六十六丁目、同六十七丁目、同六十八丁目、同六十九丁目、同七十丁目、同七十一丁目、同七十二丁目、同七十三丁目、同七十四丁目、同七十五丁目、同七十六丁目、同七十七丁目、同七十八丁目、同七十九丁目、同八十丁目、同八十一丁目、同八十二丁目、同八十三丁目、同八十四丁目、同八十五丁目、同八十六丁目、同八十七丁目、同八十八丁目、同八十九丁目、同九十丁目、同九十一丁目、同九十二丁目、同九十三丁目、同九十四丁目、同九十五丁目、同九十六丁目、同九十七丁目、同九十八丁目、同九十九丁目、同百丁目	五〇 愛媛縣 松山市 大手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、同十四丁目、同十五丁目、同十六丁目、同十七丁目、同十八丁目、同十九丁目、同二十丁目、同二十一丁目、同二十二丁目、同二十三丁目、同二十四丁目、同二十五丁目、同二十六丁目、同二十七丁目、同二十八丁目、同二十九丁目、同三十丁目、同三十一丁目、同三十二丁目、同三十三丁目、同三十四丁目、同三十五丁目、同三十六丁目、同三十七丁目、同三十八丁目、同三十九丁目、同四十丁目、同四十一丁目、同四十二丁目、同四十三丁目、同四十四丁目、同四十五丁目、同四十六丁目、同四十七丁目、同四十八丁目、同四十九丁目、同五十丁目、同五十一丁目、同五十二丁目、同五十三丁目、同五十四丁目、同五十五丁目、同五十六丁目、同五十七丁目、同五十八丁目、同五十九丁目、同六十丁目、同六十一丁目、同六十二丁目、同六十三丁目、同六十四丁目、同六十五丁目、同六十六丁目、同六十七丁目、同六十八丁目、同六十九丁目、同七十丁目、同七十一丁目、同七十二丁目、同七十三丁目、同七十四丁目、同七十五丁目、同七十六丁目、同七十七丁目、同七十八丁目、同七十九丁目、同八十丁目、同八十一丁目、同八十二丁目、同八十三丁目、同八十四丁目、同八十五丁目、同八十六丁目、同八十七丁目、同八十八丁目、同八十九丁目、同九十丁目、同九十一丁目、同九十二丁目、同九十三丁目、同九十四丁目、同九十五丁目、同九十六丁目、同九十七丁目、同九十八丁目、同九十九丁目、同百丁目	六〇 香川縣 高松市 日町	七〇 香川縣 高松市 日町	八〇 香川縣 高松市 日町	九〇 香川縣 高松市 日町	一〇〇 香川縣 高松市 日町
---------------------	---	---	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------

二〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)	三〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)	四〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)	五〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)
一〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)	二〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)	三〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)	四〇 同右 市丸の内二の 一 (一五)
五〇 香川縣 高松市 丸の内、玉藻町、本町、北浜町、鶴屋町、東浜町、同三丁目、朝日町	五〇 香川縣 高松市 丸の内、玉藻町、本町、北浜町、鶴屋町、東浜町、同三丁目、朝日町	五〇 香川縣 高松市 丸の内、玉藻町、本町、北浜町、鶴屋町、東浜町、同三丁目、朝日町	五〇 香川縣 高松市 丸の内、玉藻町、本町、北浜町、鶴屋町、東浜町、同三丁目、朝日町

建設省告示第三千四百二十八号
東京都市計画街路を次のように変更し、追加し、及び廃止し、並びに同街路事業及びその執行年度制を次のように決定し、並びに昭和三十六年建設省告示第二千四百五十四号、昭和三十九年建設省告示第九十三号及び同第三千三百八十一号同街路事業を次のように変更し、及び廃止し、並びに昭和四十年建設省告示第五百四十七号同街路事業及びその執行年度制を次のように変更する。

昭和四十一年七月二十日
建設大臣 瀬戸山三男

建設省告示第三千四百二十九号
東京都市計画街路(基市高速度路)を次のように変更する。

その関係図書は、東京都市計画に備わっている図に供する。

昭和四十一年七月三十日
建設大臣 瀬戸山三男

1100019